

運営規程

第1条 （事業の目的）

社会福祉法人みどり会が設置するケアプランきみどり（以下「事業所」という。）が行う事業について、適正な運営を確保するために人員及び運営に関係する事項を定め、事業者の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

第2条 （運営の方針）

1. 事業所の介護支援専門員等は、要介護者等の心身の状況を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して行う。
2. 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様なサービス事業者から総合的且つ効率的に提供されるよう配慮して行う。
3. 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公平中立に行う。
4. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、その他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努める。

第3条 （事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- ① 名 称：ケアプランきみどり
- ② 所 在 地：神奈川県厚木市戸室一丁目 26 番 11 号

第4条 （職員の職種、員数及び職務の内容）

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

- ① 管理者 1名

管理者は、介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位の指定居宅介護支援の提供を行うため、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員等の管理、利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握等を一元的に行うとともに、職員に指定基準の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。また、管理者は日頃から業務が適正に執行されているか把握するとともに、従業者の資質向上や健康管理等、ワーク・ライフ・バランスの取れた働きやすい職場環境を醸成して行くものとする。

自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。

② 介護支援専門員 1名以上

- 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。
- 在宅で生活している要介護者が、日常生活を営むために必要な保健医療サービスまたは福祉サービスを適切に利用できるよう要介護者からの依頼を受けて、利用する指定居宅サービス等の種類や内容等を定めた計画（居宅サービス計画）を作成する。
- 居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者やその他の者との連絡調整等の便宜の提供を行う。
- 要介護者が、介護保険施設への入所を希望する場合には、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行う。

第5条 （営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- ① 営業日：月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間：午前9時から午後5時までとする。

第6条 （居宅介護支援の提供方法及び利用料等）

1. 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は厚生労働省が定める基準によるものとする。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はない。
2. 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対し提供し、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供をする。居宅サービス計画を作成すると共に、当該居宅サービス計画を利用者及びサービス事業者に交付する。適切な保険医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。

指定の相談場所 (利用者の希望により変更可)	ケアプランきみどり 神奈川県厚木市戸室一丁目26番11号 2階
使用する課題分析票の種類	利用者の状況を勘案し、書式化されたアセスメント方式を使用する。 例：居宅サービス計画ガイドライン Ver.2等

3. 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」）する。モニタリングの結果についてはその都度記録する。

4. 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を当該事業所等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。
5. 介護支援専門員は指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の自宅又は事業所の相談室において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。
6. 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅会議支援に要した交通費は実費請求とする。

第7条 （通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、厚木市、清川村とする。

第8条 （相談・苦情対応）

当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した指定居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

第9条 （事故発生の対応）

1. 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
2. 当事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。
3. 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

第10条 （感染症の予防及びまん延の防止の為の措置）

感染症の予防及びまん延を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

1. 感染症の予防及びまん延防止のための従業者に対する研修及び訓練の実施
2. その他感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置
(委員会の開催、指針整備、担当者を定める等)

第11条 （虐待の防止の為の措置）

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

1. 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施
2. 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
3. その他虐待防止のために必要な措置（委員会の開催、指針整備、担当者を定める等）

事業所はサービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第 12 条（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保）

男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講ずるものとする。

1. 従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発
2. 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
3. その他ハラスメント防止のために必要な措置

第 13 条（身体拘束について）

1. 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
2. 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由 を記録しなければならない。

第 14 条（業務継続計画(BCP)の策定等）

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じる。

第 15 条（その他運営についての留意事項）

1. 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
 - ② 継続研修 年 6 回
2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
4. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人みどり会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 1 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。